

8 スポーツ・文化

現状と課題

近年、心のゆたかさへと市民の関心が向けられています。

スポーツや文化活動は、観戦・鑑賞して楽しんだり、健康づくりや技能向上のためなどの参加や、子どもから高齢者、障害のある人なども含めた各年齢層での交流機会の拡充が図られ、理解促進に有効であると考えられます。

スポーツは障害のある人の機能回復や健康・体力の維持増進に有効であることから、本市では、昭和47年度から「身体障害者スポーツ大会」を開催しており、昭和53年度には身体障害者福祉センターに体育館を設置し、各種スポーツ教室や当事者自身によるクラブ活動を支援しています。

平成元年には、「第25回全国身体障害者スポーツ大会」を本市で開催するとともに、各年における全国身体障害者スポーツ大会への選手・役員の派遣を行い、全国の仲間とのスポーツを通じた交流を促進しています。

また、ノーマライゼーション理念の浸透から、障害のある人なども利用できるよう市内の体育館やプールなどの体育施設のバリアフリー化に努めています。

知的障害のある人のスポーツについては、平成8年度に「第5回ゆうあいピック北海道大会（全国知的障害者スポーツ大会）」を開催し、翌年から、ゆうあいピック大会を記念し、市内スポーツ大会を開催しています。あわせて、全国大会への選手・役員の派遣を行っています。

平成13年度からは、全国大会、市内大会ともに身体障害、知的障害を統合し、障害者スポーツ大会（本市大会：愛称「すずらんピック」）として開催するとともに、社団法人札幌市障害者スポーツ振興協会の運営支援を行っています。

精神障害のある人のスポーツについては、昭和52年度から保健所において、社会復帰学級を実施し、スポーツやレクリエーション活動を行っています。

昭和59年から小規模共同作業所、精神科デイ・ケア、社会復帰学級の通所者などによるスポーツ・レクリエーション大会を札幌市精神障害者家族連合会などの関係団体を中心となり実施しています。

本市のアンケート調査によると、今後10年程度の間のうち、どのような施設を利用したいかについて「スポーツ、文化・レクリエーション施設」と答えた人は、身体障害者で22.1%、身体障害児で23.1%、知的障害者で19.4%、知的障害児23.9%、精神障害者本人25.7%となっています。

文化活動については、身体障害者福祉センターで各種教養講座の開催など当事者自身が主体となった活動が行われています。

精神障害のある人については、社会復帰学級において、華道、茶道、書道や芸術鑑賞などを行っています。

市内体育施設や札幌芸術の森などの文化施設の利用に際しては、身体障害者手帳、療育手帳の提示により、使用料金の減免がなされ、精神障害のある人については、平成6年度に「札幌市文化体育施設の利用に係る減免対象者証明書交付要綱」を定め、使用料金の減免を行ってきました。

平成8年度からは、精神障害者保健福祉手帳制度が始まったことから、身体障害、知的障害と同様に手帳の提示のみで減免が受けられるようになっていきます。

今後は、障害のある人もない人もともにスポーツや文化活動を通じた交流を図り、意識上の障壁を解消することも念頭に支援を進める必要があります。

基本方針

スポーツや文化活動を通じて、子どもや高齢者、障害のある人なども含めた各年齢層での交流機会の拡充と理解の促進を図り、意識上の障壁を解消するとともに、心豊かな地域生活を支援する。

- 1 スポーツの支援
- 2 文化活動の支援

基本施策

1 スポーツの支援

スポーツは、子どもから高齢者、障害のある人まで、生涯にわたり、観戦して楽しむものと、自らが行き、健康づくりや楽しさ、技能向上などを目的とするものがあり、ともに感動を共有する活動です。

このようなことから、障害のある人のスポーツ活動を支援し、社会参加を促進するとともに、他の市民との交流などを通じ、障害についての意識上の障壁の解消を推進します。

- ア 札幌マラソン大会「車いす 5 km」
- イ 生涯スポーツ指導者
地域スポーツクラブに指導者を派遣し、子どもから大人、高齢者、障害のある人など市民のだれもが、スポーツに参加できるように努めます。
- ウ 既存体育施設のバリアフリー化の推進

エ 学校体育施設の開放

学校の体育館などの開放について、学校施設の安全管理などに留意し、広げていきます。

オ 障害者スポーツ振興協会への支援

カ 障害者スポーツ大会の開催

身体障害、知的障害のある人のスポーツ大会を開催するとともに、精神障害関係団体が実施するスポーツ、レクリエーション大会の支援を行います。

また、障害者スポーツ振興協会をはじめとした関係機関などと、三障害スポーツ大会のあり方などについて検討していきます。

キ 各種スポーツ全国大会などへの選手派遣（心身障害）

ク はまなす全国車いすマラソン大会に対する支援

ケ 各種スポーツ教室の開催（身体障害）

コ 社会復帰学級事業の充実（精神障害）（〔再掲〕生活支援）

区保健福祉部で実施している社会復帰学級のプログラムの充実を図るとともに、事業の再構築を検討します。

サ スポーツ振興基金

広く市民スポーツの振興の充実と発展を促進するため、普及振興や育成・強化、国際交流に係る経費を支援します。

シ 体育施設の利用

市内体育館や屋内温水プールなどの体育施設の使用料金を、手帳の提示により減免します。

2 文化活動の支援

創作活動や鑑賞など文化活動を通じた交流を促進し、社会参加を推進するとともに、障害についての意識上の障壁の解消を推進します。

- ア 文化活動練習場会場（学校開放事業）
市内の小学校を利用して、音楽、演劇、美術などの文化活動の練習や創造の場を提供します。
- イ 各種教養教室の開催（身体障害）
- ウ 視聴覚障害者情報文化センター
（〔再掲〕生活支援、情報・コミュニケーション）
- エ 盲婦人家庭生活訓練（〔再掲〕生活支援）
- オ 盲青年等社会生活訓練（〔再掲〕生活支援）
- カ 社会復帰学級事業の充実（精神障害）（〔再掲〕生活支援）
- キ 文化施設の使用料の減免
芸術の森などの文化施設の使用料について、手帳の提示により減免します。
- ク 図書館におけるサービス
札幌市図書館ビジョン（平成14年1月）に基づき、大型活字資料・拡大写本などの収集、拡大読書機の設置、郵送貸出などを行います。
また、来館利用が困難な障害のある人などに対し、地域団体やボランティアなどと協力・連携し、地域に根ざした読書支援活動を検討します。

